

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県		税種	課税主体	争訟内容	審判年度	審判官	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決年月日	控訴人	被控訴人	結果	備考				
東京	法人税	国(新宿税務署長)	係属	処分行政庁が独立企業間価格の算定方法として残余利益分割法を適用したことは適法か否か。	19/3~23/3	3	田畑松務官 鶴崎主査	東京地方51	H30.9.25	R7.6.10	一部敗訴	東京高等	R7.6.23	国側				
名古屋	法人税	国(沼津税務署長)	完結	本件買渡は、原告の収入として被告の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の類」に該当するか否か。	23/12~28/12	1	村田松務官 水野主査	静岡地方2	R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R5.10.4	相手側	金額改訂			
東京	所得税	国(杉並税務署長)	係属	・相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 ・相手側は債務免除を受けたか否か。 ・相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 ・債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	岩崎松務官 大足専門官	東京地方51	R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16	R5.3.28	双方	全部改訂 最高三小	R6.2.7	国側	
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。	26, 27	2	馬田松務官 森西専門官	東京地方3	R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20	R4.9.28	相手側	最高三小	R5.6.16	相手側	
関信	消費税	国(相生税務署長)	完結	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3~31/3	3	三田村主任松務官 角木地括 土屋洋樹官	東京地方51	R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24	R5.6.8	相手側	最高二小	R6.6.12	相手側	
東京	法人税	国(神田税務署長)	未確定	本件における各更正請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	28/7~30/7	1	末安松務官 小山実査官	東京地方51	R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7	R5.3.6	相手側	R7.10.30			
東京	法人税	国(新宿税務署長)	係属	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3~26/3	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方51	R3.4.28									
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	係属	相手側が同日付で順位を付して行った二段階の合併(本件各合併)は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否か	29/3	3	末安松務官 薄老澤専門官	東京地方3	R3.4.30	R6.9.27	全部敗訴 却下裁初	東京高等12	R6.10.10	国側	R7.7.23	全部改訂 最高二小	R7.8.5	国側
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	完結	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	26	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2	R3.6.2	R6.2.26	福岡高等 法院第一 部改訂	福岡高等4	R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却 最高一小	R8.10.16	相手側
福岡	所得税(譲渡)	国(八幡税務署長)	完結	(1)原告が過去に支出した借入金利息等の取得費該当性 (2)原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟)	25	1	酒井松務官 田中美査官	福岡地方1	R3.8.3	R6.5.15	一部敗訴	福岡高等1	R6.5.28	相手側	R6.12.12	棄却 最高三小	R7.1.8	相手側
大阪	所得税	国(西税務署事務承継者北税務署長)	完結	外国子会社合算税制の適用の可否(①居住者該当性、②特定外国子会社該当性、③適用対象金額を算出する際、合算課税されていない他特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か) ④事業所得の推計方法の合理性(推計事業)(消費税)	25~29	2	檜垣松務官 梅里実査官 木山実査官	大阪地方2	R3.8.3	R6.1.31	棄却	大阪高等3	R6.2.8	相手側	R7.1.31	棄却 最高一小	R7.2.13	相手側
福岡	所得税	国(久留米税務署長)	係属	(1)調査終了の際の手続の違法性 ③ 決定処分は理由附記不備か否か	26~30	1	榎田松務官 宮崎主査	福岡地方1	R3.8.19	R6.7.17	一部敗訴	福岡高等3	R6.7.26	相手側	R7.2.13	棄却 最高二小	R7.2.26	相手側
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)・国(熱田税務署長)事務承継者名古屋西税務署長	係属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の類」に該当するか否か。 (消費税)	27/3~30/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R3.8.31	R7.5.16	棄却	東京高等15	R7.5.29	相手側				
金沢	国賠	国	係属	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金5,500千円、仮執行宣言あり)	-	1	島田主任松務官 中村松務官 横岡実査官	東京地方37	R3.9.28	R8.10.22	棄却	東京高等14	R8.11.8	相手側				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県		税種		課税要件		課税年度		申告期限		滞り金		滞り率		滞り日数		滞り金額		滞り回数		滞り割合	
都道府県	税種	課税要件	課税年度	申告期限	滞り金	滞り率	滞り日数	滞り金額	滞り回数	滞り割合	滞り金	滞り率	滞り日数	滞り金額	滞り回数	滞り割合	滞り金	滞り率	滞り日数	滞り金額	
大阪	法人税	国(門真税務署長)	①国外関連者に対する株式の譲渡について、審判金課税よりも特価価格制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か 原告が土地建物を取得した際、当該建物を取り壊して敷地に再入した取替費は、当該土地の取得費に含まれるか否か。	29/3	3	小池松務官 一橋総括主査 野村実査官 村尾実査官	東京地方3	R3.9.27	R7.5.28	金部改訂 東京高第15		R7.6.10	国側								
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	原告が土地建物を取得した際、当該建物を取り壊して敷地に再入した取替費は、当該土地の取得費に含まれるか否か。	31/4	3	島田松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方3	R3.10.21	R6.11.13	棄却 東京高第14		R6.11.26	相手側	R7.9.18	棄却						
東京	消費税	国(麹町税務署長)	相手側が取得した物産施設は消費税法上の「卸卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。 (法人税) 1 本件各金員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/10	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方51	R3.10.26	R5.9.8	棄却 東京高第16		R5.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小		R6.4.24	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金額が給与所得に該当するか否か。	27/3～ 30/3	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.22													
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中区税務署長)	消費税・法人税 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金額が給与所得に該当するか否か。	22/2～ 26/2	1	佐藤専門官	仙台地方3	R3.12.27	R7.3.5	却下 仙台高等1		R7.3.18	相手側	R7.9.9	棄却	最高一小		R7.9.22	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 本件管理規約の改定及び本件賃借の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2～ 30/2	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.26													
関信	相続税	国(松本税務署長)	株式の評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法本件株式を評価通達の定めに従って評価することが等しく不適当と認められる特別な事情があるか。	25	2	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方38	R4.2.28	R7.1.17	金部改訂 東京高第4		R7.1.30	国側	R7.6.19	全勝	最高一小		R7.7.7	相手側	R7.12.18	棄却
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	①本件青色申告承認取消処分 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性 (消費税) 1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。	27/6～ 1/12	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1	R4.4.22	R6.12.11	棄却 福岡高第1		R6.12.25	相手側	R7.7.17	棄却	福岡高第1		R7.7.31	相手側		
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	①本件青色申告承認取消処分 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性 (消費税) 1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の是認通知と矛盾して信義則に反する違法なものか否か。	27～29	1	清家松務官 徳山総括主査 木山実査官	大阪地方2	R4.5.2	R6.3.13	一部改訂 大阪高第1		R6.3.26	国側	R7.4.25	全勝	最高三小		R7.5.8	相手側	R7.11.12	棄却
東京	法人税	国(南税務署事務承継者麹町税務署長)	処分行政機関が取引単位営業利益法によって算出した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3～ 24/3	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方51	R4.5.27													
東京	所得税	国(緑税務署事務承継者横浜南税務署長)	①ふるさと納税の返礼品に係る各経済的利益は、相手側の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるか否か。 ② 本件における所得税等の各更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。	29、30	1	斎藤松務官 菊地実査官	横浜地方1	R4.5.31	R6.2.14	棄却 東京高第22		R6.2.22	相手側	R6.12.11	棄却	最高二小		R6.12.19	相手側	R7.5.23	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	26	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2	R4.6.3	R6.2.28	却下 福岡高第4		R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小		R6.10.18	相手側	R7.4.17	棄却
大阪	所得税	国(芦屋税務署事務承継者南税務署長)	1 本件マインニング、本件リース及び本件レンタルに係る所得は、事業所得、雑所得のいずれに該当するか。 2 本件マインニングに係るマインニングマシンの購入に、措置法10条の5の3の適用はあるか否か。 3 本件各修正申告書の提出は、調査通知前に更正があるべきことを予知してされたものか否か。	28～30	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官	大阪地方2	R4.7.7	R6.10.30	棄却 大阪高第8		R6.11.13	相手側	R7.9.4	棄却	大阪高第8		R7.9.19	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国	税種	課税対象	課税事由	課税期間	課税額	課税率	課税方法	課税主体	課税相手	課税相手との関係	備考	
名古屋	所得税(源泉)	原告が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法96条に規定する過徴納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円 仮執行宣言請求あり)	27/4~30/7	1	立田訟務官 大森実査官	名古屋地方9	R4.7.18 R6.12.5	棄却	名古屋高等4	R6.12.17	相手側	
名古屋	消費税	①(熱田税務署長) 本件工事は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。 ②(熱田税務署長) 本件株式の価値を、財産評価基本通達で定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。	26/3~29/3	1	辻主正訟務官 竹田連嗣官 吉金美査官	名古屋地方9	R4.7.19 R6.7.18	棄却	名古屋高等1	R6.7.29	相手側	R7.1.30 棄却 最高三小 R7.2.7
名古屋	相続税	①(昭和税務署長) 本件株式の価値を、財産評価基本通達で定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法か否か(財産評価基本通達6により評価することの適否)。	26	2	村岡訟務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方38	R4.8.2					
東京	相続税	①(麹町税務署長) (1)代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2)相続税法基本通達11の2-10の適用方法について	17	1	森田訟務官 佐野実査官	東京地方2	R4.8.3 R6.5.23	棄却	東京高等7	R6.6.10	相手側	R6.11.28 棄却 最高一小 R6.12.16
東京	所得税(源泉)	(1)平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり訴外相手側元理事長名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から訴外相手側元理事長に対する給与に該当するか否か。 (2)相手側に、国税通則法66条3項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったと認められるか否か。本件消費税更正等各処分の適法性	29/11、30/11、30/12	2	大橋訟務官 青木主査	東京地方3	R4.8.17 R7.8.6	棄却				
福岡	消費税	①消費税法施行規則5条の含意性及び適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる資金の譲渡(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分の前提となる税務調査手続に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か ④本件各処分に係る理由附記が適法であるか否か	元/6	1	田中訟務官 松村実査官	福岡地方1	R4.8.22 R6.6.5	棄却	福岡高等1	R6.6.19	相手側	R6.12.3 棄却 最高三小 R6.12.17
広島	所得税	原告の本件年分の所得金額の計算上、通算保証債務により差し押さえられた給与の額を繰入金庫から差し引くべきか否か (本人訴訟)	1	1	高橋訟務官 井上実査官 榎本実査官	東京地方38	R4.9.5 R5.8.1	棄却	東京高等8	R5.8.20	相手側	R6.11.28 棄却 最高三小 R6.12.7
大阪	相続税	本件更正処分における理由の提示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	28	2	梁訟務官 土黒実査官 西田実査官	京都地方3	R4.9.13 R6.9.26	棄却	大阪高等14	R6.10.9	相手側	R7.4.17 棄却
大阪	所得税	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したこととは、贈与に当たるか否か(相続特)	27~28	2	岡田訟務官 牧瀬緒佳主査 鎌田実査官 西田実査官	大阪地方7	R4.8.15 R7.4.17	棄却	大阪高等5	R7.5.1	相手側	
札幌	法人税	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか(消費税)	30/12	1	高山訟務官 後藤実査官	札幌地方2	R4.9.15 R6.2.5	棄却	札幌高等2	R6.2.19	相手側	R6.11.8 棄却 最高三小 R6.11.22
東京	所得税	(1)多額の米国ドル預金を保有する相手側が、米国ドルの借入れを行って米国ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか否か。 (2)上記(1)の取引における米国ドルの取得時の円換算額は、総平均法に準ずる方法(国衡主張)又は個別法(相手側主張)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。	29、30	1	岩崎訟務官 斎藤実査官	東京地方3	R4.9.16 R7.2.5	棄却	東京高等23	R7.2.18	相手側	R7.9.17 棄却
東京	所得税	相手側が処分当時理事長を務めていた2つの学校法人から関連法人を介して相手側に送金された各金員は、相手側に対する当該学校法人からの給与等(賞与)に該当するか否か。	29~1	2	佐藤訟務官 伊藤実査官	東京地方38	R4.9.21 R7.8.8	棄却	東京高等21	R7.8.13	相手側	
調信	所得税	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	29	2	高津訟務官 岡田専門官 富山実査官	東京地方51	R4.9.27 R7.6.3	棄却				
東京	相続税	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の拘束に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「債権と認められるもの」に該当するか否か。	26	1	柏田訟務官 淵澤専門官	東京地方2	R4.10.18 R6.11.28	棄却	東京高等23	R6.12.12	相手側	R7.7.16 棄却 東京高等23 R7.7.31

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		当事者		争点		第一審		第二審		上訴審											
国	都道府県	原告等	被告等	課税年度	訴訟番号	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決年月日	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決年月日	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決年月日	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決年月日
福岡	国賠	国	完結 (1)税務署長が更正処分等を行うにあたり職務上の注意義務を尽くしていたか(違法性) (2)取消訴訟を経ないでなされた国家賠償において本税額及び附帯税相当額は損害か(損害) (3)税務調査により原告は精神的苦痛を被ったか(損害及び因果関係) (請求金額:4160千円、仮執行宣言あり) 原告は、本件源泉所得税等を徴収し納付すべき義務があるか否か 被告が本件源泉所得税等を法定納期までに納付しなかったことについて、通則法67条1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。 本件被相続人が本件合資会社を死亡直前にしたことにより、本件被相続人において、みなし配当が認められるか否か。 原告らが、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	—	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方0	R4.10.27	R6.11.20	棄却	福岡高等2	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却						
名古屋	所得税(源泉)	国(千種税務署長)	完結 原告が本件源泉所得税等を法定納期までに納付しなかったことについて、通則法67条1項ただし書きに規定する「正当な理由」があると認められるか否か。 本件被相続人が本件合資会社を死亡直前にしたことにより、本件被相続人において、みなし配当が認められるか否か。 原告らが、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。	29/10	1	辻主任松務官 竹田連調官 吉金実査官	名古屋地方9	R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却	
名古屋	所得税	国(千種税務署長)	完結 原告らが、本件みなし配当所得を申告しなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか否か。 本件被相続人の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の価額は、本件各同意に基づき、専断とすべきか否か。	28	1	辻主任松務官 竹田連調官 吉金実査官	名古屋地方9	R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却	
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	完結 本件被相続人の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の価額は、本件各同意に基づき、専断とすべきか否か。 本件支出額は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 2 本件消費税等更正処分理由附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か	28	1	辻主任松務官 竹田連調官 吉金実査官	名古屋地方9	R4.11.22	R6.2.22	棄却	名古屋高等2	R6.3.6	相手側	R6.9.12	棄却	最高三小	R6.9.20	相手側	R7.10.1	棄却	
大阪	消費税	国(南税務署長)	完結 1 本件支出額は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か 2 本件消費税等更正処分理由附記の不備があるか否か 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か	27/12	3	福田松務官 川上実査官	大阪地方2	R4.11.24	R7.5.23	棄却											
東京	相続税	国(川崎西税務署長)	係属 被相続人が訴外会社に対して有していた原状回復請求権は、相続開始時において、評価通達206が定める「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するものであるか否か。 1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	26	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2	R4.12.6	R6.12.5	棄却	東京高等24	R6.12.19	相手側	R7.7.16	棄却	東京高等24	R7.7.31	相手側			
大阪	所得税	国(尼崎税務署長)	係属 1 本件各更正処分等は、国税通則法24条に規定する調査を欠いた違法なものか否か 2 本件調査に係る調査結果の内容説明に手続違反の違法があるか否か 3 本件各支出額のうち、本件各年分の不動産所得の必要経費として認められるべき金額はいくらか	27~29	1	友田松務官 徳山総括主査 池谷実査官 久保実査官	神戸地方2	R4.12.14													
東京	法人税	国(西新井税務署長)	完結 役員に対して支給した給金は、事前確定届出給与に該当するか否か。	2/6	1	相川松務官 羽島専門官	東京地方3	R4.12.20	R6.2.21	棄却	東京高等9	R6.3.6	相手側	R6.10.2	棄却	最高三小	R6.10.17	相手側	R7.9.3	不受理	
大阪	所得税(譲渡)	国(東山税務署長)	係属 1 本件各処分理由の提示に不備があるか否か 2 本件所得税等に係る譲渡所得の金額の計算において、総収入金額に計上すべき本件各土地の譲渡に係る収入金額はいくらか	28	1	村上(一)松務官 牧瀬総括主査 川上実査官 西田実査官	大阪地方2	R4.12.21	R7.1.17	棄却	大阪高等7	R7.1.24	相手側								
東京	所得税(源泉)	国(日本橋税務署長)	係属 (1) 相手側に当該経済的利益に係る源泉徴収義務が生じていたか否か。具体的には、相手側が本件代表者から同人对する貸付金の返済を受けたとして「短期貸付金」勘定を減額する経理処理をしたことは、相手側が本件代表者に対し貸付金の返済を免除するもので、本件代表者に経済的利益を供与するものといえるか否か。 (2) 相手側が上記減額処理を行ったことは、重加算税の賦課を規定した国税通則法68条3項の「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は虚偽し、その隠蔽し、又は虚偽したところに基づきその課税をその法定納期までに納付しなかった」ことに該当するか否か。(本人訴訟)	28/6.11 29/2.3.5. 6.30/1 3.6.9.11. 12. 31/3.元 /5.6	2	島田松務官 中岡実査官	東京地方2	R4.12.21	R6.11.7	却下棄却	東京高等11	R6.11.19	相手側	R7.6.25	棄却	最高三小	R7.7.7	相手側			
金沢	国賠	国	係属 国の対応に違法があったとして、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金額4,882千円、仮執行宣言あり)	—	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方26	R4.12.26	R7.7.9	棄却	東京高等11	R7.7.28	相手側								
大阪	法人税	国(東住吉税務署長)	係属 1 本件差額は、法人税法37条1項に規定する寄附金の額に該当するか否か 2 本件売上雑損は、消費税法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に該当するか否か	28/3~ 31/3	3	小磯松務官 一橋総括主査 菅野実査官	東京地方38	R4.12.28	R7.3.11	棄却	東京高等11	R7.3.24	相手側	R7.10.8	棄却	東京高等11	R7.10.20	相手側			
大阪	法人税	国(塩路税務署長)	完結 1 本件各仕入れに係る費用は、原告会社の損金に算入されるか否か 2 本件各仕入れに係る支出は、原告会社の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か(消費税)	31/3~ 2/10	1	清松務官	神戸地方2	R5.1.4	R6.3.14	却下棄却	大阪高等12	R6.3.23	相手側	R6.12.13	棄却	最高一小	R6.12.21	相手側	R7.8.8	棄却	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

請求内容			争点			第一審			控訴審			上告審									
審	主務官等	関係官等	審判年度	争点	裁判所	事件番号	審決年月日	判決内容	争点	事件番号	審決年月日	判決内容	争点	事件番号	審決年月日	判決内容					
東京	所得税	課税(麻布税務署長)	完結	(1) 相手側の破産手続開始の決定後に破産財団に属する株式についてなされた剰余金の配当は、所得税法9条1項10号に規定する「資産の譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (3) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当に係る所得について、確定申告及び納付の義務を負うか否か。 (請求金額 4,267,406千円、仮執行宣言あり)	2	1	原田松務官 井原専門官	東京地方2	R5.3.17	R6.3.7	棄却	東京高等22	R6.3.18	相手側	R6.12.4	棄却	最高三小	R6.12.12	相手側	R7.5.7	棄却
福岡	法人税	課税(久留米税務署長)	係属	①仕入金額は過大計上されたものであるか否か ②消費税法30条7項に規定する帳簿・請求書等を保存しない場合に該当するか ③仕入金額は「隠蔽又は仮装」(通則法68条1項)に該当するか否か ④法人税法127条1項3号に規定する青色申告承認取消事由に該当するか否か ⑤通則法23条1項各号の更正の請求事由に該当するか否か ⑥欠損金の繰戻還付請求は認められるか否か(消費税)	28/2/18 ~元/5	1	田中松務官 宮野実査官	福岡地方1	R5.4.5												
熊本	相続税	課税(大分税務署)	係属	本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買残代金請求件であるか。	30	1	朝見松務官 鈴木実査官 船橋実査官	大分地方1	R5.4.12												
福岡	法人税	課税(博多税務署長)	係属	原告に振り込まれた金員は基金の額に算入すべきか	29/12	1	福田松務官 宮野実査官	福岡地方1	R5.4.18	R7.5.28	全額敗訴	福岡高等5	R7.6.10	国側							
福岡	法人税	課税(博多税務署長)	係属	太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1	R5.4.18												
関信	相続税	課税(酒和税務署長)	完結	特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を誤って申告したことは更正の請求の事由となるか。	30	1	夏森松務官 岡田専門官 竹倉実査官	東京地方2	R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高等9	R6.2.8	相手側	R7.4.16	棄却					
広島	所得税	課税(福山税務署長)	係属	①コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか ②寄付金控除の適用の有無 ③原告の上記①②に係る仮装、偽りその他不正の有無 ④海外法人に支払われた金員が原告の所得になるか否か ⑤ ④に係る業務委託契約について、別件訴訟で継続された裁判上の和解に基づき原告が支払うべきこととなった金員の必要経費計上時期(消費税)	27~30	2	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	東京地方51	R5.5.11												
東京	法人税	課税(麹町税務署長事務承継者横浜中税務署長)	係属	本件における各修正申告は、原告の意思に基づかず無効であるとして、当該各修正申告に基づく租税債務が存在するといえるか否か。	29/5~ 2/6	1	山崎松務官 中前実査官	東京地方38	R5.5.16												
東京	法人税	課税(日本橋税務署長)	係属	連絡合併に係る被合併法人の未処理欠損金額を相手側の欠損金額とみなして、各事業年度の損金の額に算入したことは、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。	27/12~ 28/12	3	大瀬松務官 青木主査	東京地方2	R5.5.19												
東京	法人税	課税(麹町税務署長)	係属	処分行政官が取引単位営業利益法を適用して独立企業間価格を推定した更正処分は適法か否か。	26/3	3	山崎松務官 加藤実査官	東京地方38	R5.5.24												
福岡	所得税	課税(小倉税務署長)	完結	原告が、確定申告にあたって株式の配当所得及び譲渡損失の金額を食めなかったことは、通則法23条1項の更正の請求事由に該当するか否か。(本人訴訟)	2	1	酒井松務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.5.24	R6.3.27	棄却	福岡高等3	R6.4.6	相手側	R6.12.12	棄却	最高三小	R6.12.27	相手側	R7.6.25	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

主 訴 求 事 項		課 税 種 別	課 税 年 度	申 請 年 度	申 請 期 間	申 請 地 方	申 請 年 度	申 請 月 日	申 請 日 時	申 請 人	申 請 日 時	申 請 人	申 請 日 時	申 請 人	申 請 日 時	申 請 人	申 請 日 時
東京	消費税	国(麻布税務署長事務承継者京税務署長)	27/9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3	R5.6.14	R7.1.24	棄却	東京高等5	R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	東京高等5	R7.8.13	相手側
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	2/4	1	福田松務官 田中実査官	福岡地方1	R5.6.18	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手側					
東京	法人税	国(千葉東税務署長)	1/6~ 2/6	2	相川松務官 羽島専門官	東京地方2	R5.6.22										
東京	所得税	国(大和税務署長)	28~2	1	岩崎松務官 福田実査官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12	R7.9.17	相手側					
福岡	相続税	国(香椎税務署長)	28	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等2	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却			
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	28/12~ 元/12 2/3、2/6	1	清松務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R6.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	最高三小	R7.7.14	相手側 棄却
札幌	法人税	国(岩見沢税務署長)	1/12	1	松浦松務官 堀専門官 後藤実査官	札幌地方5	R5.7.26	R8.11.29	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小	R7.6.5	相手側 棄却
大阪	法人税	国(南税務署長)	28/12~ 30/12	3	福田松務官 川上実査官	大阪地方2	R5.7.26	R7.5.23	棄却								
札幌	国賠	国	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側 相手側	R7.11.26	棄却			
札幌	国賠	国	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側 相手側	R7.11.25	棄却			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

裁判所		審判官(長)	争点	請求額	被告側主張	原告側主張	判決年月日	控訴内容	裁決所	事件番号	経過年月日	科処内容	結果	控訴人	被控訴人	執行期	上告人	白紙放棄		
関信	法人税	国(北都税務署専事事務組若手尾税務署長)	株式に係る譲渡損失の損金本件事業年度の損金の額に算入できるか否か(株式に係る取得価額又は譲渡価額には適正な価額(時価)との差額があるか否か。)	29/3	1	宮地松務官 坂垣主査 山本実査官	東京地方2	R5.11.24												
東京	相続税	国(渋谷税務署長)	本件借地権の価額に相当する金額は、本件相続税の課税価格に加算されるか否か。	1	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2	R5.12.14 R7.1.18	棄却	東京高等10				R7.1.28	相手側	R7.6.26	棄却	最高一小	R7.7.8	相手側
大阪	贈与税	国(豊能税務署長)	1 本件各処分は、通則法第25条に規定する「調査により」行われたものであるか否か 2 本件各処分理由の提示に不備があるか 3 本件課税時期における本件各株式の「時価」(相法7)はいくらか	30	1	村上(一)松務官 川上実査官	大阪地方2	R5.12.22 R7.8.29	棄却											
東京	法人税	国(品川税務署長)	香港及び台湾に所在する相手側の外国関係会社は、外国子会社計算税制の「事業基準」を満たすか否か。	29/3~ 3/3	3	山崎松務官 中前実査官	東京地方3	R5.12.15												
高松	所得税	国(板出税務署長)	先物取引に係る損失について、特例法41条の19の特例が適用できるか否か。 (本人訴訟)	30、2	1	小川松務官 吉本実査官	高松地方	R5.10.8 R6.12.10	棄却	高松高等4				R6.12.27	相手側	R7.6.10	棄却			
金沢	相続税	国(福井税務署長)	買受人として負う本件債権が「被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもの(相続税法13条1項一号)」に該当しないと見えるか否か。	1	1	馬田主任松務官 中村松務官 細田実査官	福井地方	R5.12.22 R7.11.5	全部敗訴											
広島	法人税	国(広島西税務署長)	米国の集団訴訟において原告等との間で成立した和解合意に基づいて原告が支払った金員は、国外関連者に対する寄附金に該当するか否か	30/3、 31/3	3	加藤主任松務官 高橋松務官 足立松務官 赤代専門官 山口実査官 堀本実査官	東京地方3	R5.12.18 R7.9.10	全部敗訴											
東京	法人税	国(新宿税務署長)	(1) 処分行政庁が残余利益分割法によって算出した独立企業間価値による更正処分は違法か否か。 (2) 本件の更正処分に理由付記の不備による違法があるか否か。 調査担当者が行った訪問に、国税法上違法となる行為があったか否か (本人訴訟) (請求額:4,370,000円 仮執行宣旨請求なし)	27/3 ~ 30/3	3	相川松務官 田川実査官	東京地方3	R5.12.27												
名古屋	国税	国	本件において、国税法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か (本人訴訟) (請求額:10,000,000円 仮執行宣旨請求なし)	-	1	岡田松務官 伊藤実査官 土黒実査官	神戸地方2	R6.1.15 R6.9.19	棄却	大阪高等14				R6.9.26	相手側	R7.2.27	棄却	最高一小	R7.3.4	相手側 R7.7.17 棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	27	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方3	R5.10.8 R7.5.21	却下棄却											
大阪	所得税	国(姫路税務署長)	1 旅館の売上げは、原告に帰属するか 2 金地金等の購入及び売却に係る取引から生ずる所得及び各差損益は、原告に帰属するか 3 海外先物取引従事所得は、借入金41の14第1項に規定する分租課税の雑所得に該当するか (消費税)	元~3 29/12、 30/12、 3/10、 11、12	1	友田松務官 徳山皓祐主査 木山実査官	東京地方51	R5.12.29 R7.5.27	却下棄却	東京高等11				R7.8.4	相手側	R7.12.10	却下棄却			
仙台	所得税	国(大河原税務署長)	(1)無効確認訴訟における原告資格の有無 (2)不服申立前置(差置遡還)の有効性 (3)貸倒損失否認の違法性の有無	28~30	2	加藤松務官 佐藤専門官 尾崎実査官	仙台地方2	R5.12.25 R7.1.20	却下	仙台高等1				R7.1.24	相手側	R7.8.5	棄却	最高二小	R7.8.18	相手側
東京	消費税	国(東金税務署長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する重加算税賦課決定処分理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法88条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	27~2	1	榎原松務官 秋山主査	東京地方3	R5.12.25 R7.10.29	棄却											
東京	所得税	国(東金税務署長)	(1) 本件の調査手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 (2) 相手側に対する重加算税賦課決定処分理由付記の不備があるか否か。 (3) 原告に通則法88条1項に規定する「隠蔽」の事実があるか否か。	28~2	1	榎原松務官 秋山主査	東京地方3	R5.12.25 R7.10.29	棄却											
名古屋	相続税	国(岐阜南税務署長)	原告が納付した本件相続税の一部について国が保持することが不当利得に当たるか否か。 (本人訴訟) (請求額:657,550円 仮執行宣旨請求あり)	4	1	小畑松務官 長谷川専門官 服部実査官	岐阜地方2	R6.1.20 R6.6.26	棄却	名古屋高等2				R6.7.9	相手側	R6.12.12	棄却	最高二小	R6.12.18	相手側 R7.6.11 棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

		第一審		第二審		第三審		最高裁判所	
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官	審判官
裁判所	審判部	審判官	審判官						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国	主税官署	副官署	種別	課税対象	課税内容	課税標準	税率	課税額	課税方法	課税時期	課税年度	課税月日	課税日数	備考	
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	保固	(1)香港法人からの配当は、平成30年分及び令和元年分の収入すべき金額に該当するかどうか。 (2)相手側は、租税特別措置法40条の4第1項の居住者に該当し、平成30年分及び令和2年分において、雑所得に該当する収入があるか否か(外国子会社合算税制の適用可否)。 (3)外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、損益計算書にImpairment lossとして計上された金額は、香港法人29年12月期の損金の額に算入されるか否か。 (4)外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、訴外法人から配当の支払の一部留保された金額等は、香港法人元年12月期の益金の額に算入されるか否か。	30~2	2	佐藤松務官 中村美登官	東京地方3	R6.5.23						
東京	消費税	国(麻布税務署長事務承継者京橋税務署長)	未確定	(1)その一部が住宅用に賃貸されている販売用建物の購入及び当該建物に対する工事のうち、購入から販売までの期間を通して空室であった部分に係る課税仕入れは、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (2)空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る家賃相当額の支払は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するかどうか。	28/9	3	池内松務官 久原実査官	東京地方3	R6.7.16	R7.9.17	棄却				
関信	消費税	国(朝霞税務署長)	完結	課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるかどうか。 請求書及び帳簿に記載された仕入先の氏名等は真実の取引先か。 (本人訴訟)	30/12~ 3/11	1	杉森松務官 板垣圭章 沢里実査官	さいたま地方4	R6.7.6	R7.3.20	棄却				
大阪	所得税	国(西宮税務署長)	保固	原告名義で行われた本件先物取引のうち、原告の父らから委任されたとする本件期間の各取引に係る雑所得は原告に帰属するか否か	30~元	1	清家松務官 徳山総祐主査 久保実査官 池谷実査官	大阪地方7	R6.8.9						
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)	保固	原告が譲渡のため計上した売上原価や仕入高等は、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできるか否か。 原告に「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	27/5~ 3/5	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.7.19						
東京	相続税	国(練馬東税務署長)	保固	(1)相続開始日において賃貸されていた空室は、貸家建付地及び貸家の賃貸割合の計算上、一時的に賃貸されていなかったと認められるものといえるか否か。 (2)被相続人が、業務委託契約を締結していた不動産管理会社に対して有していた預け金(相続開始日において支払期日が到来していた相続開始月分の賃料に係るもの)は、相続税の課税価格に算入すべきか否か。 本件各収入は、工業所有権等の使用料に該当するか否か。 本件各機械の開発は、「自ら行った研究開発」に該当するか否か。 本件各支出の金額が、「当該使用料を得るために直接要した費用の額」に該当するか否か。 被告が、土地及び建物の各国定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代償及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し戻処分を行ったことは適法か否か(消費税)	29	1	柏田松務官 星西実査官	東京地方51	R6.7.30						
名古屋	法人税	国(国税務署長)	保固	本件各機械の開発は、「自ら行った研究開発」に該当するか否か。 本件各支出の金額が、「当該使用料を得るために直接要した費用の額」に該当するか否か。 被告が、土地及び建物の各国定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代償及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し戻処分を行ったことは適法か否か(消費税)	2/3・ 3/3	3	村田松務官 水野主査	東京地方3	R6.8.8						
熊本	法人税	国(熊本市西税務署長)	保固	被告が、土地及び建物の各国定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代償及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し戻処分を行ったことは適法か否か(消費税)	2/12・ 3/12	1	一瀬松務官 堀川主査	熊本地方2	R6.7.29						
高松	相続税	国(今治税務署長)	保固	理由付けの付け替えのために行った取消し更正処分は適法であるか否か。	30	1	井上松務官 白石専門官	松山地方1	R6.8.13						
大阪	相続税	国(上京税務署長)	保固	被相続人の死亡により配偶者が取得したスイス遺産年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	29	1	岡田松務官 牧道総祐主査 西田実査官	京都地方3	R6.8.20						
関信	所得税	国(真明税務署長)	未確定	基礎控除の適用に所得金額による差異があることは憲法違反である。	3	1	鈴木松務官 土屋専門官 佐藤実査官	東京地方51	R6.8.6	R7.12.4	棄却				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上訴審	
都道府県	税種	国(県)税務署長	争点	審理年度	審理月	争点	審理年度	審理月	争点
大阪	所得税(課税)	国(国税税務署長事務局長事務局長)	本件課税所得は、所得税法第9条第1項第10号に規定する非課税所得に該当するか否か。	2	1	高橋松務官 西田実査官	東京地方3	R6.10.11	
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	本件金地金は、消費税法36条5項(御留資産の調整規定)が適用される「御留資産」に該当するか否か。	4/2	1	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	東京地方51	R6.10.25	R7.10.30 棄却
関係	法人税	国(福岡税務署長)	原告が子会社等に対してした債権放棄の額が、寄付金の額に該当するか。	2/3	1	杉森松務官 板垣主査 沢田実査官	東京地方51	R6.10.22	
名古屋	法人税	国(名古屋中税務署長)	本件コンサルティング料は、法人税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か。従業員が行った行為が、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当するか否か。(消費税)	29/10、 30/10	1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方9	R6.9.28	
東京	所得税	国(江戸川税務署長)	相手側が提出した期限後申告書は国税通則法19条に規定する修正申告書であるとして本件各課税決定処分が違法となるか否か。(本人訴訟)	2、3	1	植村主任松務官 酒井実査官	東京地方51	R6.10.16	R7.5.22 却下棄却
東京	その他	国(麻布税務署長)	本件は、債権型新株予約権の行使を受けて株式を発行した原告(告知人)が、当該株式の取得による経済的利益(給与所得)を受けた元役員(被告)に対し、当該給与所得に係る源泉所得税相当額の支払(求償)を求める訴訟を提起したに伴い、国が原告から、訴訟告知(訴訟補助の要請)を受けた事案である。(請求金額:78,606千円)	3/8	1	伊藤松務官 菊地実査官	東京地方37	R6.7.4	
大阪	所得税(課税)	国(神戸税務署長)	1 被相続人が長男の主権法人に対してした同族株式の贈与は無効であるか否か。 2 株式の譲渡契約が無効である場合に、課税処分をすることができるか否か。	29	1	村上(一)松務官 川上実査官 西田実査官	大阪地方2	R6.11.19	
東京	所得税	国(練馬東税務署長)	法定申告期限から5年を経過して提出された更正の請求は認められるか否か。(本人訴訟)	29	1	森田松務官 吉川(優)実査官	東京地方38	R6.11.18	R7.9.30 棄却
名古屋	国賠	国	令和5年分の所得税等の予定納税等の減額申請に対する却下処分取消し、及び開処分をしたことが国賠法上違法となるか否か。(請求額:50,500円 仮執行宣言請求なし)(本人訴訟)	—	4	辻主任松務官 水野主査 竹田通調官	名古屋地方9	R6.10.15	R7.7.17 棄却 名古屋高等4 R7.7.26 相手側
名古屋	相続税	国(岐阜北税務署長)	被相続人の死亡により配偶者が取得した米国遺族年金を受益する権利(本件受益権)は、相続税法3条1項5号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	2	1	辻主任松務官 加藤専門官 吉金実査官	東京地方3	R6.11.12	
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	原告は、本件各契約書に記載された各株式を譲渡したか否か。	28	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.8	
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	原告は、本件各契約書に記載された各株式を譲渡したか否か。	28	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.21	
熊本	消費税	国(熊本西税務署長)	原告は、消費税法36条の5に規定する「被災事業者」に該当するか。	1/10、 2/10	1	朝見松務官 船岡実査官	熊本地方2	R6.11.29	
名古屋	消費税	国(豊田税務署長)	本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	30/3、 4/3	1	村田松務官 水野主査	名古屋地方9	R6.11.18	
福岡	贈与税	国(香椎税務署長)	和解により土地に係る贈与の事実がなかったものとして更正の請求は認められるか。	23、24	1	村田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R6.12.13	R7.11.26 棄却
東京	消費税	国(新宿税務署長)	令和3年5月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。(本人訴訟)	3/5	1	大橋松務官 岡部実査官	東京地方3	R6.11.19	R7.8.26 取下け
東京	消費税	国(新宿税務署長)	令和3年5月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。(本人訴訟)	3/5	1	大橋松務官 岡部実査官	東京地方3	R6.11.19	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	課税主体	税務担当者	備考	課税年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	確定年月日	判決年月日	裁判所	審判長	書記官	上告人	判決年月日
大阪	消費税	国(右京税務署長)	係属	1 消費税の基準期間における仮払戻金行為が平成30年以降各課税期間の消費税率等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、「隠蔽」又は「仮装」に該当する事実があったか否か 2 審査請求後において、処分理由を差し替えて本件各再調査決定処分をしたことに行政手続法14条1項違反があるか否か(所得税)	28~4	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官 毛利実査官	京都地方3	R7.2.10							
東京	所得税(譲渡)	国(品川税務署長事務承継者日本橋税務署長)	係属	(1)平成30年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。 (2)令和2年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法64条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。	30、2	1	柏田松務官 星西実査官	東京地方38	R7.3.3							
東京	消費税	国(豊島税務署長)	係属	(1)相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。 (2)相手側に国税通則法89条1項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。 (3)本件の輸入販売場は消費税法8条7項に規定する「輸出物品販売場」として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合に該当するか否か。 (4)本件における充当処分は適法か否か。 (5)本件における預金差押処分は適法か否か。 (6)本件における配当処分は適法か否か。	1/10~ 2/8、3/1 ~3/5	1	末安松務官 海老澤専門官	東京地方3	R7.1.24							
関西	消費税	国(潮来税務署長)	係属	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過納納金に該当するか。(請求金額:4,707,500円、仮執行宣言請求なし)	30/9	1	深瀬松務官 土屋専門官 小高実査官	水戸地方1	R7.3.13							
東京	所得税	国(武蔵野税務署長)	係属	子を保育所に通わせるために支払った保育料は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるか否か。	5	1	岩崎松務官 大足専門官	東京地方2	R7.2.25							
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	係属	納税者の子を保育所に通わせるために支払った本件保育料を親所得の金額の計算上必要経費に算入すべきか否か	5	1	清家松務官 徳山総括主査 毛利実査官 木山実査官	東京地方2	R7.2.25							
関西	消費税	国(東松山税務署長)	係属	請負金額を増額する内容の変更書に基づき変更契約が成立し、当該変更書に基づき請負金額が課税売上に入るとされるか。	3/3	1	宮地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地方38	R7.4.2							
関西	消費税	国(清和税務署長)	係属	処分行政庁の課税処分が無効であり、当該処分により納付した金員は過納納金に該当するか。(請求金額:7,444,500円、仮執行宣言請求なし)	30/3,31/ 3	1	深瀬松務官 土屋専門官 小高実査官	さいたま地方4	R7.3.11							
名古屋	消費税	国(名古屋中校務署長)	係属	建物及び土地の一括譲渡に当たり、売買契約書において建物の代金及び土地の代金が区分されている場合に、消費税法施行令第43条第3項を適用することができるか否か。	30/3~ 4/3	1	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9	R7.3.26							
福岡	消費税	国(麻布税務署長事務承継者福岡税務署長)	係属	消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書を保存している場合に該当するか否か(本人訴訟)	3/3~ 3/5、3/8	1	田中松務官 田中美査官	東京地方2	R7.1.15							
東京	法人税	国(麹町税務署長)	係属	米国に所在する相手側の外国関係会社4社は、租税特別措置法第66条の8第2項第2号(3)の要件を満たさず、特定外国関係会社に該当するか。	2/3、 3/12	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方38	R7.4.30							
東京	所得税	国(川崎南税務署長)	係属	(1)相手側の所得税等の計算上、相手側の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか否か。 (2)所得税法施行規則47条の2第6項は、所得税法120条3項及び同法施行令第282条3項による委任の範囲を超脱した規定であるか否か。	30~3	1	伊藤松務官 的場主査	東京地方2	R7.2.27							
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	係属	本件払戻請求権は、本件相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるか否か。	28	1	辻主在松務官 竹田通調官 吉金実査官	名古屋地方9	R7.5.1							
高松	相続税	国(鳴門税務署長)	係属	課税漏れとされた相続人名義の定期貯金は、被相続人に帰属する相続財産か否か。	2	1	井上松務官 白石専門官	徳島地方2	R7.4.9							
東京	贈与税	国(川崎南税務署長)	係属	(1)法定相続人から相続分の譲渡を受けて取得した財産について、贈与税が課されるか(国側)、相続税が課されるか(相手側)。 (2)事実上の相手側は、相続税法18条1項及び同法19条の2第1項に規定する「配偶者」に該当するか否か。(相続税)	2	1	森岡松務官 吉川実査官	東京地方51	R7.4.30							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	原告	被告	争点	課税年度	審判年度	審判官	審判所	審判年月日	判決日	控訴人	控訴年月日	上告人	上告年月日	結果
東京	消費税	国(品川税務署長)	保属	本件課税期間について簡易課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	馬田松務官 佐藤主査	東京地方3		R7.5.21					
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)	保属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	31/3~5/3	3	本井松務官 水谷美査官	東京地方38		R7.5.15					
名古屋	法人税	国(伊勢税務署長)	保属	本件前払は違法な不取立前払を経たといえるか否か。(本人訴訟)	29/3、31/3	1	森岡松務官 水野主査 新久田美査官	名古屋地方9		R7.3.31	R7.10.30	却下			
大阪	法人税	国(阿倍野税務署長)	保属	1 本件各確定申告書を提出できなかったことについて、通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信義則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6、5/6	1	高橋松務官 牧瀬松務官 鶴田美査官 川上美査官	東京地方2		R7.5.23					
関信	相続税	国(行田税務署長)	保属	原告に、国税通則法88条2項に規定する「隠蔽し、又は仮渡し」に該当する事実があったか否か。	30	1	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤美査官	東京地方2		R7.4.17					
関信	国賠	国	保属	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額:98,200円、仮執行宣言請求あり)	-	1	杉森松務官 長澤専門官 沢里美査官	東京地方42		R7.4.8					
東京	消費税	国(神田税務署長)	保属	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	嶋田松務官 柳澤美査官	東京地方51		R7.8.6					
札幌	法人税	国(札幌中税務署長)	保属	1 本件調査手続に各処分を取り消すべき違法があるか否か 2 各処分に係る理由附記に不備があるか否か 3 ある店舗に係る売上上げは、原告に帰属するか否か 4 本件青色取消処分及び本件各更正処分等は違法か否か(消費税)	29/8~4/6	1	松浦松務官 後藤美査官	東京地方38		R7.8.5					
高松	所得税	国(高松税務署長)	保属	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。(消費税)	28~3	1	大野松務官 多田美査官	東京地方2		R7.5.16					
福岡	消費税	国(長崎税務署長)	保属	表時税務署長に対して、消費税導入時以降、納付した消費税等の額の返付を求める請求について被告が拒否するか否か(本人訴訟)	H2~R2	5	福田松務官 菊元美査官	長崎地方		R7.3.31	R7.11.25	却下			
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	保属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原美査官	東京地方38		R7.5.12					
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	保属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	池内松務官 久原美査官	東京地方38		R7.5.12					
東京	消費税	国(上尾税務署長事務承継者江東東税務署長西事務承継者東京上野税務署長)	保属	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3~3/12	1	沼田主任松務官 森根美査官	東京地方2		R7.4.9					
東京	法人税	国(品川税務署長、川崎西税務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	保属	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書が提出期限内に提出されなかったことについて、通則法88条1項ただし書に規定する「正当な理由がある」と認められる場合に該当するか否か。	31/3~4/3	1	末安松務官 外山美査官	東京地方2		R7.4.28					
大阪	消費税	国(姫路税務署長)	保属	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。(本人訴訟)	5/10	1	清松務官 一橋松務官 村尾美査官 中子美査官	神戸地方2		R7.7.1					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告・被告		訴訟内容		審理年度		審理官		裁判所		判決年月		結果		上訴		
原告	被告	訴訟内容	審理年度	審理官	裁判所	判決年月	結果	上訴人	上訴審	判決年月	結果	上訴人	上訴審			
名古屋	所得税	国税(静岡税務署長)	係属	同族会社への金員の貸付けを無利息としたことは、所得税法第157条第1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	30~4	1	小畑訟務官 服部実査官 和久田実査官	東京地方51	R7.9.11							
東京	消費税	国税(麻布税務署長事務承継者定税務署長)	係属	(1) 購入から売却まで入居者のいない区分所有建物の専有及び一併して購入した区分所有建物のうち店舗等部分に係る課税仕入れは、消費税法第30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、課税資産の譲渡等(のみ)にのみ課税するものと課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等と共通して課税するもの(のいずれ)に該当するか。 (2) 空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る取替相当額の支払は、消費税法第38条1項に規定する「先上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	29/9	3	池内訟務官 久原実査官	東京地方3	R7.9.18	R7.12.12	取下げ					
東京	所得税	国税(横浜中税務署長)	係属	本件各更正請求は、通則法23条1項1号に規定する更正の請求をすることができる場合に該当するか否か。具体的には、相手側が取引先担当者に交付したとする金員が、相手側の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されていないとする誤りがあり、納付すべき税額が増大であるか否か。	30~2	1	馬田訟務官 佐藤実査官	横浜地方1	R7.9.24							
関信	所得税	国税(西川口税務署長)	係属	(1) 本件脱事業から生じた所得は、相手側の事業所得に該当するか否か。 (2) 本件各東南アジア等事業における支出は、相手側の事業所得に係る必要経費に算入されるか。 (3) 本件各車両経費は、相手側の不動産所得に係る必要経費に算入されるか。 (4) フェアリー取得費用及び本件各車両経費は、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。	30~R3	1	杉森訟務官 土屋専門官 沢田実査官	東京地方51	R7.7.17							
東京	法人税	国税(麻布税務署長、本所税務署長、定税務署長、渋谷税務署長)	係属	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分は、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか (3) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か (4) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分(期限内に審査請求をしなかったことに国税通則法115条1項の「正当な理由」があるか) (5) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分及び法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分(出訴期間内に訴訟を提起しなかったことに行政事件訴訟法第14条の「正当な理由」があるか)(消費税)	4/3、5/3 4/4、4/6	1	相川訟務官 田川実査官	東京地方3	R7.9.12							
福岡	法人税	国税(香椎税務署長)	係属	(1) 原告が本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した外注費の金額のうち損金の額に算入されない金額があるか否か。 (2) 原告が(1)で損金の額に算入した外注費の金額について、本件各課税期間における消費税の計算上、仕入税額控除が認められるか否か。 (3) 原告に、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は偽装した事実があったか否か。 (4) 原告の平成30年12月期の帳簿書類について、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があったか否か。	H30/12 ~R2/12	1	田中訟務官 山本実査官	福岡地方1	R7.9.2							
名古屋	相続税	国税(岐阜南税務署長)	係属	本件被相続人の相続開始前に死亡している原告の長女が、相続時特優課税の適用を受けていたことに伴う納税義務により原告が承継する税額について、通則法第23条1項1号の規定に該当する事由があるか。	4	1	村田訟務官 水野主査	岐阜地方1	R7.9.9							
東京	法人税	国税(日本橋税務署長)	係属	法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。	3/2	1	嶋田訟務官 柳澤実査官	東京地方51	R7.9.26							
東京	法人税	国税(日本橋税務署長)	係属	法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。	3/1	1	嶋田訟務官 柳澤実査官	東京地方51	R7.9.26							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点			第一審			第二審			上訴審		
国	主税目等	争点等	審判部	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等
国	主税目等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等	争点等
福岡	所得税	国(福岡税務署長)	係属	1 調査時における原告の納税地は住民票登録地か否か。 2 原告に遺則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があるか否か。 3 原処分庁の課税の算定根拠には疑義があるか否か。	30~4	1	福岡松務官 菊元実査官	福岡地方1	R7.9.26	様管				
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	係属	株式会社譲渡契約の価額調整条項に基づき取得した価額調整金が、令和5年分所得税等の雑所得に該当するか否か。	5	1	林松務官 入江実査官	東京地方3	R7.10.23					
名古屋	所得税	国(小牧税務署長)	係属	法定申告期限までに本件各確定申告書の提出がなかったことについて、遺則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 本件却下処分、信託課税の原則に反する違法があるか。 (消費税)(本人訴訟)	1~4	1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方9	R7.9.30					
東京	所得税	国(芝税務署長)	係属	(1) 原告の平成13年分の所得税の納付すべき税額637,900円及び延滞税の取消しを求める訴えにつき、取り消すべき処分があるか否か。 (2) 原告の平成13年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分(31,500円)の取消しを求める訴えにつき、訴訟要件を満たすか否か。 (本人訴訟)	13	1	佐藤松務官 中村実査官	東京地方38	R7.10.15					
福岡	法人税	国(香椎税務署長)	係属	(1)原告が本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入した外注費の金額のうち損金の額に算入されない金額があるか否か。 (2)原告が(1)で損金の額に算入した外注費の金額について、本件各課税期間における消費税の計算上、仕入税額控除が認められるか否か。 (3)原告に、遺則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があったか否か。 (4)原告の平成30年12月期の所得金額について、法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があったか否か。	R3/3~ R4/3	1	田中松務官 富野主査	福岡地方1	R7.10.17					
東京	相続税	国(秋田税務署長)	係属	相手側に、国税遺則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があったか否か。 (本人訴訟)	3	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方3	R7.10.9					
大阪	所得税	国(福岡税務署長事務承継者東淀川署長)	係属	1 調査時における原告の納税地は住民票登録地か否か。 2 原告に遺則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装」した事実があるか否か。 3 原処分庁の課税の算定根拠には疑義があるか否か。	H30~R4	1	友田松務官 徳山総括主査 久保実査官 木山実査官	福岡地方1	R7.9.26					
名古屋	国賠	国	係属	富田林税務署長及び上野税務署長の行為に国賠法上違法となる行為があったか (請求額:15,460,018円 仮執行宣言請求なし)(本人訴訟)	—	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方7	R7.9.24					
関信	国賠	国	係属	本件税務調査によって原告らに損害が生じたか否か (請求額:9,560,194円 仮執行宣言請求あり)	—	1	宮地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地方6	R7.11.19					
東京	相続税	国(練税務署長)	係属	租税特別措置法70条の6第1項に規定する農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用に当たり、相続開始時から法定申告期限までの間に土地地区画整理法の規定に基づく換地処分があった場合に、法定申告期限までに同法施行令40条の7第28項に規定する申請書(代替承認申請書)の提出が必要であるか否か。	4	1	出田主任松務官 松田実査官	横浜地方1	R7.11.11					
福岡	消費税	国(香椎税務署長)	係属	本件各仕入取引に係る消費税額について、仕入税額控除が認められるか (消費税法30条7項で規定される「法定帳簿書類」に記載された「氏名又は名称」は、真実の記載であることとを要するか否か)	1/8~ 3/3	1	福岡松務官 田中実査官	東京地方2	R7.11.19					
福岡	所得税	国(香椎税務署長)、 宇美町	係属	ドイツ年金収入に対し、日本とドイツで課税されるのは二重課税であり、所得税及び住民税の返還が認められるか否か(本人訴訟)	29~1	1	福岡松務官 菊元実査官	福岡地方1	R7.10.17					